

鳥取縣公報

本報ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年六月二十七日
第二千二百二十号 火曜日

告示

◇鳥取縣告示第三百四号

昭和二十四年八月鳥取縣告示第四百三十七号鳥取縣開拓審議会規程及び鳥取縣開拓審議会部会規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、鳥取縣開拓審議会規程の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「前條第二号」を「前條第二号又は第三号」に改める。

附則中「昭和二十四年六月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

附則中「但書」を削る。

二、鳥取縣開拓審議会部会規程の一部を次のように改正

する。

第一條中「地方審査部会」の下に「地方入植者選衡部会」を加える。

第三條第一号中「助成入植者（全額一部）」を「入植者」に改め、同條第二号を次のように改める。

二、地方入植者選衡部会の審議について知事が妥当でない認めその再審議を要請した場合又は地方入植者選衡部会が再審議を要請した場合に、これについて審議すること。

第五條の次に次の一條を加え第六條を第七條とし、以下一條ずつ繰下げる。

第六條地方入植者選衡部会は各地方事務所ごとに置き左の事項を分掌する。

一、増反者及び非助成入植者の選衡について、知事の諮問を受けた場合に、これについて審議すること。

- 二、必要と認められた場合には入植者選衡部会に再審議を要請すること。
- 三、「地区開拓計画樹立の基本要領に関する件」九(5)(6)の定めるところにより、土地配分計画の樹立に参与すること。

第七條中「部会長、委員」を「部会長及び委員又は地方委員」に改める。
 第八條を次のように改める。
 第八條 適地調査部会、入植者選衡部会、金融部会の各部会長は農地部長、地方審査部長、地方入植者選

別表第一表

等級	類別	番号	街路名稱	起点	終点	幅員(メートル)
一	小	一五	追廻し線	西町二等大路一類一号线交叉点	西町二等大路二類一号线交叉点	八
一	小	一六	本町通り線	寺町光明寺前二等大路三類五号线交叉点	三軒屋二等大路三類一六号线交叉点	八
一	小	一七	二階町通り線	寺町慶安寺前二等大路三類五号线交叉点	茶町二等大路三類一六号线交叉点	八

衡部会の各部会長は地方事務所長をもつてあて、部に属する委員又は地方委員は会長これに指名する。
 ◇鳥取縣告示第三百五号
 市街地建築物法施行細則第九條の規定により指定した建築線(昭和十八年十月二十九日附鳥取縣告示第五百四十五号及昭和二十年四月二十日附同告示第百六十二号別表一、二表)を廢止する。
 昭和二十五年六月二十七日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別表第二表

等級	類別	番号	街路名稱	起点	終点	幅員(メートル)
一	小	一八	川端通り線	川端一丁目二等大路一類一号线交叉点	川端四丁目尻二等大路三類六号线交叉点	八
一	小	一九	円相院前通り線	寺町二等小類一号线交叉点	新町二等大路一類一号线交叉点	八
一	小	二〇	一行寺横線	寺町二等大路三類五号线交叉点	寺町二等小類一号线交叉点	八
二	小	一	上魚町寺町線	上魚町二等大路三類三号线交叉点	寺町二等大路三類二号线交叉点	六
二	小	二	片原藪片原線	片原一丁目市道薬研堀三号线交叉点	藪片原町二等大路三類一六号线交叉点	六
二	小	三	豆腐町藪片原線	豆腐町市道薬研堀三号线交叉点	藪片原町二等大路三類一六号线交叉点	六
別表第二表						
二	三	二一	府縣道中ノ郷鳥取停車場線	停車場	瓦町六街路交叉点	一一
一	小	二二	府縣道鳥取青谷線	鑄物師橋	新千代川堤防	八
一	小	二三	市道外市行徳線	梶川通り	国道十八号线千代橋東詰	八
一	小	二四	市道棒鼻線	停車場	今町二丁目棒鼻踏切前	八
一	小	二四	縣道鳥取岡山線	瓦町六街路交叉点	立川四丁目郵便局前	八
一	小	二四	縣道宇倍野鳥取線			
一	小	二四	市道立川大橋一本橋線			

- 二 小 四 市道庖丁人町吉方線
- 二 小 五 市道中町新道線

大榎町 廣徳寺線

新橋 吉方中土手通り

六 六

◇鳥取縣告示第三百六号

市街地建築物法第十條の規定により指定した鳥取都市計画駅前土地区劃整理地区内左の壁面位置指定線(昭和十六年十二月二十三日附縣告示第九百九十二号)は廢止する。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一 鳥取都市計画街路 延長八一メートル
- 二 二等大路第三類第一号線中
- 一 鳥取都市計画駅前 延長二八四メートル
- 一 土地区劃整理計画路線中

◇鳥取縣告示第三百七号

兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百八号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により海区漁業調整委員会委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

施設の種類	経営主体名	施設の稱	施設の長氏名	施設の所在地	定員	認可年月日
保育所	夜見村	夜見村	夜見村長	西伯郡	六六	昭和二十五年四月一日
保育所	夜見村	夜見村	森川恒作	夜見村	六六	昭和二十五年四月一日
同	余子村	余子村	余子村長	同	六七	同
同	余子村	余子村	富谷 榮	余子村	六七	同

昭和二十五年七月一日から 同 年七月八日まで

◇鳥取縣告示第三百九号

昭和二十三年七月厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第八條の規定により食品衛生監視員の証を次の者に交付並びに返納した。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勤務場所	職 名	氏 名	番 号	交付並びに返納年月日
鳥取縣 公衆保健課	鳥取縣技術吏員技師	萩野邦雄	三六	昭和二五、五、三一返納
同	同	萩野邦雄	三六	同交付
鳥取縣 鳥取保健所	同	辰巳 寶	四六	同交付
同	同	山本 進	四七	同
同	同	山内 晃	四一	同五、四交付
同	同	田口照夫	四八	同六、二七交付
同	同	倉吉保健所	同	同

◇鳥取縣告示第三百十号

昭和二十五年度兒童福祉施設保母資格認定講習会を次のように施行する。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年度兒童福祉施設保母資格認定講習会要領

一、目的 兒童福祉施設において兒童の保育に従事している女子に対して兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号に規定する保母試験受験資格をあたえ、或はそれらの資格を有する者に対してはその素質を向上せしめるとともに將來保母にならうと志すものに対して保育に必要な教養と技術を授けることを目的とする。

二、名稱 昭和二十五年(第四期)兒童福祉施設保母資格認定講習会

三、主催 鳥取縣

四、開催時期及び期間

自昭和二十五年七月二十四日 至同 年九月五日 三八日間(日曜を除く)

00646

五、会場 鳥取市東町 鳥取大学

六、受講資格

- 1、幼稚園令による保母免許状を有する者及び幼稚園令による保母の養成施設(期間一年以上)を卒業した女子
 - 2、新制高等学校卒業業者又は旧中等学校令による中等学校を卒業した者及び文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定された者であつて児童福祉に関する事業に滿二年以上の経験を有する女子
 - 3、新制高等学校卒業業者又は旧中等学校令による中等学校を卒業した女子
 - 4、前記以外の者で將來児童福祉施設において児童の保育に従事しようと志す女子にして知事が適当と認めたる者
 - 5、その他
- 第一、二、三期児童福祉施設保母資格認定講習会受講者中希望者
- 七、受講定員 約五十名

八、講習科目及び時間数

番号	科 目	時間数
1	児童福祉に関する法令	三
2	教育学及び教育心理学	一五
3	保育理論	二〇
4	児童心理学及び精神衛生学	二〇
5	生理学及び保健衛生学	一五
6	栄養学及び実習	二〇
7	育児法及び実習	二〇
8	小児病学	一五
9	看護学及び実習	二〇
10	社会事業一般	一五
11	ケースワーク	一五
12	グループワーク	一五
13	自然研究及社会研究	三
14	音楽	三
15	リズム	三
16	遊戯	三

00647

- 17 お話 三
 - 18 繪画 三
 - 19 製作 三
- 以上十九科目 二二九時間

九、受講者に対する措置

- 1、受講資格1、2の者に対しては終了と同時に資格証明書を交付する
 - 2、受講資格3、の者に対しては実務二年の後資格証明書を交付する
 - 3、の者に対しては保母試験受験資格を与える
 - 4、の者に対しては保母試験受験資格を与える
- 一〇、受講料
- 二〇〇円(既受講者にして一部科目受講希望者は適宜考慮する)
- 一一、その他
- 1、七月二十四日午後一時より鳥取大学において開講式を行う
 - 2、本講習は資格認定の目的で行うものであつて採用を前提としな

3、受講希望者は別記様式による「受講願書、履歴書、在職証明書」戸籍抄本、最終学校卒業証明書又は幼稚園保母免許状寫、身体検査書(所轄保健所で作成して貰ふこと)に受講料二〇〇円を添え七月十日迄に縣児童課に提出すること

4、宿舍斡旋希望者は受講願書提出の際申込むこと

(様式一)

受 講 願 書

今般鳥取縣において開催される第四期保母資格認定講習会を受講いたしたいので関係書類を添え御願いたします

年 月 日

現住所

勤務先

氏 名 印

鳥取縣知事 西尾愛治殿

(様式二)

履 歴 書

00648

本籍地
現住所

世帯主との続柄

氏名 (ふりかなを要す)

年 月 日生

学歴

一、何々

職歴

一、何々

右の通り相違ありません

年 月 日

氏 名 印

(様式三)

在職証明書

氏 名

右の者昭和 年 月 日より現在迄 年 月

(保母)として勤務していることを証明する

年 月 日

施設名

施設長 氏

名 印

◆鳥取縣告示第三百一十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡淀江町長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年六月三十日から

同 年七月四日まで

◆鳥取縣告示第三百一十二号

次のように公有水面埋立の件免許した。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00649

一、埋立の免許を受けた者

東伯郡東郷村大字中興寺

長 尾 廉 一

一、埋立の場所 東伯郡東郷村大字引地字杭の和田四〇

ノ四六、四〇一四番地先及び同村大字

中興寺字松原四〇七ノ一番地先東郷池

公有水面

一、埋立の面積 二十八坪

一、埋立の目的 宅地造成

一、工事の着手並びに竣功期間

免許の日より十日以内に着手

着手の日より一箇年以内に竣功

選舉管理委員會告示

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十六号

公職選挙法第八十九條第二号により提出のあつた公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書(参議院地方選出議員選挙に関するもので昭和二十五年六月十九日迄の精算されたもの)の要旨は左の通りである。

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

公職の候補者の選挙運動に関する收支に関する報告書要旨

一、選挙の種類 昭和二十五年六月四日執行参議院地方選出議員選挙(鳥取縣選挙区)

二期 間 自昭和二十五年五月二十九日 (第二回分で精算されたもの)

至同 年六月十九日

三、報告書の要旨

00650

候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額	差引	報告書受理年月日
徳安実藏	浅尾信男	二六,六〇〇.〇〇	一五,八〇〇.〇〇	一〇,八〇〇.〇〇	昭和二五、六、一九
中田吉雄	中尾潤一郎	二七,七五〇.〇〇	一三,四〇〇.〇〇	一四,三五〇.〇〇	同
福本和夫	山本達雄	三〇,八七五.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	一〇,八七五.〇〇	同
四、主要な寄附者及び支出					
(一) 寄附者					
候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者氏名	職業	住所又は主なる事務所の所在地
1、徳安実藏	四、六〇〇.〇〇	一	田中信義	農業	八頭郡国英村
	二〇,〇〇〇.〇〇	一	日本薬政会	農業	東京都中央区銀座
	一〇,〇〇〇.〇〇	一	池原謙藏	会社員	同澁谷区原宿
	五,〇〇〇.〇〇	一	板倉久夫	同	茨城縣水戸市梅香
2、中田吉雄	一、二九〇.〇〇	一	福田三男	飲食業	大阪市梅田駅前
	四、七五〇.〇〇	一	田中信儀	会社重役	八頭郡河原町
	一、〇〇〇.〇〇	一	大久保菊藏	農業	同若櫻町
	一、二九〇.〇〇	一	河上寅平	農業	同上私都村
	一、〇〇〇.〇〇	一	山根安次郎	同	同若町

00651

	六〇〇.〇〇	一	西山秀重郎	同	同
	一、二九〇.〇〇	一	馬場徳石版所	印刷業	鳥取市二階町
	一、二九〇.〇〇	一	若櫻農協役職員一同		八頭郡若櫻町
	六四五.〇〇	一	竹内賢夫	医師	鳥取市東町
	一、九〇〇.〇〇	一	中川酒造会社	醸造	同立川
	一、九三五.〇〇	一	縣購連役職員一同		同東品治町
	四、八〇〇.〇〇	一	日農縣連東部地区連		同
3、福本和夫	五〇,〇〇〇.〇〇	二	日本共産党鳥取縣委員会		同西町
	一一,〇〇〇.〇〇	二	涌島義博	なし	同
	五〇〇.〇〇	一	日本共産党東伯地区委員会		東伯郡倉吉町
	七,〇〇〇.〇〇	二	津田義隆	政党役員	同
	四,〇〇〇.〇〇	三	竹本節	同	鳥取市掛出町
	七,〇〇〇.〇〇	一	寺坂友雄	同	岩美郡津ノ井村
	一一,〇〇〇.〇〇	二	米村健	同	米子市西倉吉町
	二,〇〇〇.〇〇	一	松岡正也 外六名	農業	八頭郡河原町
	四,〇〇〇.〇〇	一	山口義行	政党役員	東伯郡上小鴨村
	一六,三〇〇.〇〇	一	松山和夫 外四五名	同	鳥取市西町
	二,〇〇〇.〇〇	二	石尾実	同	同吉方

一、二〇〇、〇〇	二	大前 隆	政党書記	同
五、〇〇〇、〇〇	一	家森 亘 外二〇名	同	東伯郡榮村
一〇、五〇〇、〇〇	二	米原 昶	代議士	東京都太田区
一、五〇〇、〇〇	一	田江 裕 外六名	政党役員	鳥取市西町
一、五〇〇、〇〇	二	西上 忠幸	同	同行徳
二、〇〇〇、〇〇	一	後藤 宗 外六名	農 業	西伯郡縣村
一、二〇〇、〇〇	一	遠藤 愛治	政党役員	日野郡根雨町
一、五〇〇、〇〇	一	木島庄平 外四名	工 員	八頭郡若櫻町
二、五〇〇、〇〇	二	前川 政子	会社員	鳥取市西町
四、〇〇〇、〇〇	一	西川 肇	商 業	同吉方
一、〇〇〇、〇〇	一	安田 又男	農 業	東伯郡南谷村
一〇、二〇〇、〇〇	一	田江 弘 外三〇名	同	同下北條村
三、〇〇〇、〇〇	二	森下 良夫	政党役員	米子市中町
一、〇〇〇、〇〇	一	石尾 実 外三名	同	鳥取市吉方
三、〇〇〇、〇〇	二	土居 武一	商 業	米子市内町
五〇〇、〇〇	一	伊藤昭二 外一名	政党役員	八頭郡若櫻町
一、〇〇〇、〇〇	一	松岡 恒治	商 業	鳥取市卯垣
三、〇〇〇、〇〇	一	河毛 市治	会社々長	氣高郡湖山村

一、〇〇〇、〇〇	一	北川 信孝	商 業	鳥取市瓦町
五、〇〇〇、〇〇	一	岡本睦男 外一二名	商 業	東伯郡倉吉町
二、〇〇〇、〇〇	一	安田 勝榮	農 業	西伯郡中浜村
一、五〇〇、〇〇	一	裏坂 憲一	同	八頭郡船岡村
一、〇〇〇、〇〇	二	岡田 一郎	文具商	鳥取市西町
一、三〇〇、〇〇	二	橋浦 泰雄	著述業	東京都太田区
五、〇〇〇、〇〇	一	山本 達雄	政党書記	鳥取市西町
三、〇一八、五〇	一	小林 聳 外一二名	農 業	氣高郡小鷺河村
一、九五〇、〇〇	一	桐山義彦 外七名	な し	日野郡神奈川村
一、〇〇〇、〇〇	一	尾崎 寶義	農 業	八頭郡安部村
一、九五〇、〇〇	一	前田 勇 外六名	同	岩美郡宇倍野村
二、一九九、〇〇	一	山口義行 外六名	政党役員	東伯郡上小鴨村
五〇〇、〇〇	一	松井 秀枝	医 師	八頭郡安部村
一、〇〇〇、〇〇	一	清水 昭一	商 業	同若櫻町
一、五〇〇、〇〇	一	押本 祐次	政党役員	東伯郡倉吉町
五〇〇、〇〇	一	谷本謙太郎	な し	八頭郡国中村
八〇〇、〇〇	一	岩田 滝夫	政党役員	氣高郡浜村町
七〇〇、〇〇	一	松山 和夫	同	鳥取市西町

00654

□ 支 出

候補者氏名 支出の総額 件数 支出の目的

1、徳安実藏 九三、二七八、〇〇 五二 人件費

二、五二〇、〇〇 四 家屋費

一、一〇六、〇〇 二 通信費

五、五九〇、〇〇 二 印刷費

三〇、九七〇、〇〇 二〇 廣告費

二、二八〇、〇〇 一六 文具費

四、二五〇、〇〇 二 交通費

一六、六四五、〇〇 一五 宿泊費

一、六七四、〇〇 二九 雜費

2、中田吉雄 三一、二四〇、〇〇 一〇 人件費

八、八一〇、〇〇 五 家屋費

三九、九七三、〇〇 一八 通信費

一、六七〇、〇〇 七 印刷費

五二、四八九、六四 二九 廣告費

一、四七三、〇〇 四八 文具費

一五、三七〇、〇〇 一〇 交通費

3、福本和夫 五二、八九一、〇〇 二 宿泊費

一、九九六、〇〇 四〇 雜費

八二、三五〇、〇〇 二四 人件費

一、五〇〇、〇〇 二 家屋費

五、八八七、〇〇 七 通信費

三二〇、〇〇 二 交通費

一、〇〇〇、〇〇 二 印刷費

三三〇、〇〇 一 廣告費

三六〇、五〇 九 文具費

一、三五五、〇〇 五 食糧費

二、一〇〇、〇〇 三八 宿泊費

九、六二五、〇〇 四〇 雜費

教育委員會規則

◇鳥取縣教育委員會規則第六号

昭和二十四年八月鳥取縣教育委員會規則第十三号学校教

育法施行細則の一部を次のように改正する。

00655

昭和二十五年六月二十七日

鳥取縣教育委員會

学校教育法施行細則中改正規則

第二條を次のように改める。

第二條 規則第一百條の規定により校地の増減又は校舎、体操場、寄宿舎の増改築をしようとするときは第一号様式による申請書に第一條第一号から第八号までに定める書類及び図面を添え教育委員會の認可を受けなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十五年六月二十一日より適用する。